

○知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年12月16日

規則第14号

改正 平成19年3月30日規則第3号

平成19年3月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年知内町条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 条例第2条に規定する申請ができる者は、団体（法人格の有無は問わない。法人以外の団体にあつては、その代表者）であつて、次の各号の何れにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申請書等)

第3条 条例第2条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 別記第1号様式による申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの）又は

納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 直近2事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録（これらを作成していない場合にあつてはこれらに相当する書類）

イ 直近の事業報告書

(6) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(7) その他町長が必要と認める書類

（選定委員会の設置）

第4条 指定管理者候補の選定を公平かつ適正に行うため、知内町公の施設に係る指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 町長は、条例第3条に規定する指定管理者の候補者の選定にあつては、選定委員会の意見を聴くものとする。

（選定委員会の組織）

第5条 選定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、副町長、総務企画課長、生活福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

（委員長）

第6条 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

（会議）

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（審議）

第8条 選定委員会は、知内町の公の施設に係る指定管理者に申請した者について審議し、町長に意見を述べるものとする。

（関係職員の出席等）

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(処務)

第10条 選定委員会の処務は、総務企画課において処理する。

(指定の通知)

第11条 町長は、条例第3条第1項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、別記第2号様式により通知をするものとする。

(協定の締結)

第12条 条例第4条第2項の町長が別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 管理の業務に係る帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 条例第7条に規定する事業報告書の提出は、別記第3号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

知内町長 様

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代 表 者 印

知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の所在地

添付書類

- 1 申請資格を有していることを証する書類
- 2 管理を行う公の施設の業務計画書
- 3 管理に係る収支計画書
- 4 当該団体の経営状況を証明する書類
- 5 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- 6 その他町長が指定する書類

別記第2号様式(第11条関係)

公の施設指定管理者指定決定通知書

年 月 日

様

知内町長 印

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者の指定については、下記のとおり貴社(貴団体)を指定することと決定したので、知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで

別記第3号様式(第13条関係)

事 業 報 告 書

年 月 日

知内町長 様

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代 表 者 印

知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定により、次のとおり 年度事業報告書を提出します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 管理業務の実施状況に関する事項
- 3 当該公の施設の利用状況に関する事項
- 4 利用料金の収入状況に関する事項
- 5 管理経費の収支状況に関する事項
- 6 その他町長が必要と認める事項

注 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

別記第 2 号様式 (第 11 条関係)

別記第 3 号様式 (第 13 条関係)